

令和元年度 第1回 堺市地域福祉計画推進懇話会（分野別） 議事要旨

開催日時 令和元年6月18日 午前10:00～12:00

開催場所 堺市役所本館 地下1階 多目的室

出席委員 井村委員 幸家委員 中西委員 三田委員（進行役） 森田委員 渡邊委員
（名簿順）

欠席委員 西田委員

懇話会座長・職務代理者の選出について

（6月24日に開催される懇話会で選出することを了承）

進行役の選出について

（三田委員を選出）

1. 現行計画の進捗状況について

「堺あったかぬくもりプラン3」に基づく取り組み

（資料1、1-1、スライドについて事務局より説明）

[補足事項]

- ・資料1-1の主な事業等の経年実績は、参考資料に記載している。
- ・「日常生活支援コーディネーター」は、コミュニティソーシャルワーカー、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターの役割を持たせたものである。
- ・堺市の保護司は本年4月1日現在、291人で、定数に対する充足率は86.6%である。また、協力雇用主は現在115社が登録されているが、実際に雇用しているのは5社である。

（委員）

市民後見人については、堺市はかなりすすんだ取り組みをしており、選任者数も増えている。シンポジウムにも昨年度は120人弱が参加され、広報のしかたで変わってくるので、どのように注目してもらうかを考えながらやっていくことが肝要だと、あらためて感じた。

（委員）

先日、家庭裁判所で家事関係機関の協議会があり、成年後見制度についての裁判所の統計が紹介された。65歳以上の人口×認知症有病率と療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人を潜在的なニーズとして、現状で成年後見制度を利用している人は府下全体で3.1%、堺市は3.29%であり、本来必要だが利用していない人が多いので、促進する取り組みが必要だと思う。また、堺市の市長申立の件数は昨年は51件だったが、東大阪市は64件、岸和田市は37件であり、人口に対して堺市は少なめだと感じた。

（委員）

その理由として推測されることがあるか。

（委員）

いろいろな課題があると思うが、市長申立は手続きに時間がかかるのが実情であるため、一刻も早く後見人を付けた方がよいケースでは、弁護士や司法書士が支援して本人自身が申立をしている側面もあるかもしれない。

（委員）

矯正施設所在自治体会議について説明があったが、再犯防止における国と地方自治体の連携には堺市も非常に配慮していただき、大変ありがたく思っている。前市長が発起人をされ、新体制でも引き続き参画していただけるとのことなので、引き続きよろしく願います。

(委員)

社会を明るくする運動は、毎年7月1日に総合福祉会館で開催しており、本年度も実施する。メインの堺市大会に付随して街頭での啓発を行うとともに、更生保護女性会との合同研修会を7月31日に実施する。また、各中学校区で校長、教頭、指導主事の先生と保護司の懇談会を開催し、現状や抱えている問題を話しあう機会をもっており、これら3つを社会を明るくする運動としている。なお、今年の大会は「落語が伝える社会と人の絆」をテーマとして落語もしてもらうことになっている。

(委員)

社会を明るくする運動の堺市大会には400人ぐらいが参加されるとのことだが、保護司以外にどのような方が来られるのか。

(委員)

更生保護女性会、協力雇用主などの更生保護を取り巻く団体や、比率は低いに興味をもつ一般の方も参加されている。誰でも参加できるので、保護司会としても一般の方に広く知ってもらうことが大事と考えて街頭での呼びかけも行っているが、なかなか難しい。

2. アンケート調査等による次期計画での検討課題

3. 次期計画の策定に関する基本的事項（案）

(資料2、3について事務局より説明)

[補足事項]

- ・資料2は昨年度の懇話会でも報告したものである。
- ・資料3は事務局として考えている案であり、人権擁護やノーマライゼーションなどの考えを基礎として検討していく。

(委員)

アンケート調査で課題が示されているが、既に対応していることがあるか。

(事務局)

一例として、去年は災害が多かったこともふまえて、健康福祉局内に災害支援に関する課題やできることを話しあうプロジェクトチームを設置した。部を跨いで意見交換し、災害時の避難行動に配慮が必要な人への支援を検討する機運を高めながら、地域の避難所での福祉スペースの運営のあり方を危機管理室とも共有して検討した。また、80か所の高齢・障害施設等と協定を結んでいる福祉避難所の運用について、局内で議論してマニュアル案としてまとめ、今後、施設とも意見交換を行っていく。

(委員)

昨年度の懇話会でも行政の縦割りについて発言したが、早速、部を跨いだ話をしたという話を聞いて、少し安心した。

(委員)

私が働いている地域包括支援センターには、去年の台風の後に地域の方からたくさんの相談があった。今後は備えが求められるので、市の防災ガイドマップを配りたいと思ったが、区役所に聞いても知らなかった。また、避難所になっている小学校で、トイレが体育館の外にあるところもあるのが現状であり、高齢者や認知症の方などがどういう避難生活ができるのかもはっきり考えてほしい。私の圏域では、民生委員とケアマネジャーをつなぐ事業を行っており、出前講座で災害の話をしてもらうよう依頼している。出前講座も誰かがつなぐことで聞く場面ができるので、台風シーズンに向けて積極的に啓発するよう提案したい。

(委員)

障害のある人では、あえて避難所に行かないという選択をする人も結構おられるので、安否確認のために旗を出す方法なども検討された。福祉避難所はすぐにパンクしてしまうので、ど

のようにつないでいくかが問題だということはみんながわかっているが、なかなか具体的に考えるかたちにならない。

(委員)

福祉の支援が必要な人に情報を伝えるには、単に情報提供するという方法では回っていかないと思う。選択が難しい人に支援を提供するという発想が必要であり、ご本人にわかりやすく情報提供するだけでなく、まわりの家族や地域、医療や福祉の専門職がきちんと情報を知っておくことが大事だと思う。そして、積極的にアウトリーチで働きかけていくことが大切であり、一般的な広報啓発では限界があると感じる。

4. 堺市における権利擁護に関する中核機関について

(資料4について事務局より説明)

[補足事項]

- ・次期計画の策定にともない、成年後見制度促進法に基づく中核機関の設置にも取り組んでいきたいと考えている。
- ・権利擁護サポートセンターの初回相談経路で、基幹型包括支援センターや地域包括支援センターが大きな割合を占めているのは、地域包括支援センターが一次的な相談窓口になり、バックアップする機能を位置づけたためである。
- ・市民後見人として受任して活動されている人は、現在19人である。受任者数の増加にともない、市民後見人に対する専門相談件数が年々伸びている。
- ・関連データの障害者手帳所持者数、市長申立や虐待相談の件数は、参考資料に記載している。
- ・本日欠席されている委員から、以下のご意見をいただいたので紹介する。

[欠席委員のご意見の要旨]

- ・成年後見に関するNPO法人の一員として多様な案件の成年後見人等に就任し、法人後見の特色を活かした活動を行っているが、相談のなかには他の専門職が個人で就任した方が適切な案件もみられる。成年後見人の候補者となり得る人や機関と事前に連携が取れれば、申立段階で適切な候補者を推薦することができ、ご本人や申立をする人が安心できるとともに、裁判所の決定までの時間も短縮できて、成年後見制度の利用促進にもつながると思慮する。については、地域福祉計画において、成年後見の担い手が横の連携を有し、関係を強化できる取り組みについて検討してほしい。

(委員)

横のつながりとマッチングという大きな問題だが、意見はないか。

(委員)

権利擁護サポートセンターは相談の分析を詳しく行っており、初回の相談から終結までをみているので、市民のニーズに対してどのようなことが解決手段になっているかがわかっていると思う。一方、参考資料では地域包括支援センターの相談件数が平成30年度は減少しているが、原因を分析しているか、また、相談内容やつないだ後の終結まで把握するシステムがあるのか。そうしたことが、これからの権利擁護サポートセンターの位置づけを考えるうえで影響する。つまり、権利擁護サポートセンターに一本化して分析し、成年後見制度利用のマッチングをしたり他の相談機関や専門職につなぐのであれば、スタッフの人数は今までは全く足りない。それとも、基幹型包括支援センターでも専門的な相談員の養成などを行い、権利擁護サポートセンターはそこから上がったものの集約や監督を行うのかで、大きく道が分かれていくと思う。

(事務局)

地域包括支援センターの相談件数や内容は所管課に確認し、次回以降にお示しする。件数が減った理由はニーズとのかねあいで分析が難しいと聞いているが、地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談窓口として根づいており、役割が減ったということではないと思っている。各地域の相談機関との役割分担については、この場でもご議論いただけるとありがたい。成年

後見制度利用促進法では、中核機関の役割として広報、相談、利用促進、後見人支援などがあげられており、現在の権利擁護サポートセンターもある程度は担えていると思うが、より広く、重層的にやっていくには、高齢分野であれば基幹型包括支援センターとの役割分担やサポートなどをどうするかという議論をすすめるなければいけない。体制についても、例えば、親族後見をしている人のサポートなどの新たなことをしていこうと思えば、現在の3名の体制で適切かどうかは、委託者である市として考えていかなければならないと思っている。

(委員)

権利擁護サポートセンターの業務実績で、継続ケースが平成30年度だけ多いことを、どのように分析しているか。

(事務局)

「継続」は現時点においても継続して関わりをもっている件数であり、時間が経てば成年後見制度を利用したり他機関につなぐなどで終結し、件数が減少する。

(委員)

平成30年度で増えており、権利擁護サポートセンターのスタッフが足りず、動きが難しいのではないかと感じている。

(委員)

権利擁護サポートセンターがあることを知っていたか。また、利用したことはあるか。

(委員)

私の本業は介護保険事業で、民生委員もしているのですが、相談を受けるなかで紹介はするが、人間的な部分で対応が難しいと感じることがある。待機者が多いと聞いており、もう少し人員が必要だという気がした。

(委員)

権利擁護サポートセンターの運営委員として、体制を充実すべきとさせていただくのは嬉しいが、厳しそうだという噂が広がっているのであれば、どうにかしないといけない。権利擁護サポートセンターにつなげば終わりということではなく、基幹型包括支援センターも力を付け、いろいろな窓口も増えているので、そうしたところに声をかけてもらうことも重要かと思う。全市に1か所では限界をはるかに超えているなかで、中核機関をどのようにするかを考えていかなければならない。

(委員)

欠席委員のご意見に横のつながりの話があったので、マッチングについてお話したい。大阪市は市民後見人の取り組みが全国的に有名で、市長申立の場合はまず市民後見人を検討し、それ以外を弁護士会、司法書士会、社会福祉士会で検討して、候補者をあげて申立を行っている。堺市は、大阪市よりも早くから市長申立の案件で市民後見人相当かどうかを検討し、受任調整会議に諮ってすすめている。また、さらに踏み込んで、市民後見人相当だが何らかの課題や不安がある事案は、まず弁護士会、司法書士会、社会福祉士会が受け取り、リレー方式で市民後見人につなぐ取り組みも行っている。しかし、今後、市長申立が増えていったときも、権利擁護サポートセンターでマッチングしていくと考えているのか。

(事務局)

市民後見人のマッチングについては、かなり丁寧にみていただき、確認すべき点などについてもご意見をいただき感謝している。今後については検討中だが、市民後見人については継続してすすめていければと思っている。それ以外については先行する大阪市の状況などもみており、勉強したうえで検討を重ねたいと思っている。

(委員)

平成30年度の地域包括支援センターの相談件数について、実務をしている者としては減っているという感覚は全くないが、データとして反映されているということだと思う。地域包括支援センターができて、地域にかなり出て行っているが、民生委員やリーダーの方とうまくやれ

ている地域とそうでない地域が現実であり、CSWなどとも連携して、どのようにアプローチしていくかに取り組んでいる最中である。どの地域包括支援センターも使命感をもってやっているが、地域に入るきっかけとして、成年後見のニーズを住民基本台帳などのデータから分析しながらすすめていくのもよいのではないかと感じている。8050問題をはじめ多問題の難しいケースが増えているが、保健センターやすてっぷ・堺などとの連携が、研修なども含めてかなり図れてきたと感じている。

(委員)

権利擁護サポートセンターへの相談はどのように始まるのかを教えてください。

(事務局)

初回相談経路のデータのように、一次的な相談支援機関のバックアップを目的としているため、ご本人からの相談はほとんどなく、基幹型包括支援センターや地域包括支援センターからの法律的な解決方法や申立支援の方法についての相談が大半を占めている。

(委員)

勉強不足で権利擁護サポートセンターを承知していなかったが、包括的に相談できて適切なところにリファー（紹介）されているかが問題であり、地域包括支援センターに非常に多くの相談が持ちかけられ、適切なおところにきちんとリファーされていれば問題ないと思う。関係機関がどのような相談に対応できるかを地域包括支援センターが押さえておけば、自ずと連携もなされると思う。

(委員)

権利擁護サポートセンターに準備段階から関わらせてもらい、その当時は、まずは中核のセンターを置いて、いつかは各区に1か所ずつということを考えていたが、初回相談経路のデータをみると、それがすべての解決策かどうかとも考えないといけないと思う。すでに基幹型包括支援センターや障害者基幹相談支援センターが各区にあり、権利擁護も大きな仕事の柱だと思っているが、障害の基幹相談支援センターからの相談は毎年10件前後で、高齢との差が大きいのはどうしてなのかと思う。高齢も障害も基幹的なセンターができて一定の期間が経ち、見直しをする時期に来ているのではないかと感じている。

(委員)

私も権利擁護サポートセンターの運営委員をしており、センターの実情をある程度、把握しているつもりだが、堺市は他市に先駆けて6年前にセンターを立ち上げ、この間の実績は本当に素晴らしいものがあると思っている。そのなかで見えてきた課題もあり、地域の基幹的なセンターとの役割分担も今後の課題だと思っている。さきほども指摘されたように、7区で83万人の人口に対して、センターが1か所で職員が3人ではあまりにもいっぱいであり、次期の地域福祉計画のなかに位置づけて、新たな機能も盛り込まれるのであれば、体制的な問題をきちんとする必要はあると思っている。6年間の実績をふまえてよりよいものにしていければ、市民に対する権利擁護の体制が素晴らしいものになっていくと期待している。

(委員)

基幹型包括支援センターと地域包括センターの関係について、区ごとの内訳を出せば、どのようにつながっているのかが見えてくると思う。

(委員)

権利擁護サポートセンターのレベルまでいなくても、各相談機関が地域ごとの市民のニーズや援助できる資源の情報をもつ機能づくりや、相談員の育成を一律のレベルでやらないと、相談員がもっている知識の違いで紹介先が変わってしまうという問題が出てくる。まずは、基幹的なセンターが堺市がもつ資源を有効活用できるよう、横のつながりで情報を持てば、権利擁護サポートセンターとの役割の整理ができると思う。

(委員)

さきほどの私の意見は、障害者基幹相談支援センターの立ち上げにも関わり、センターの究

極の存在意義は権利を守ることだという認識でやってきたが、数年が経過し、もう一度、共通認識をもつ時期に来ていると思って発言したものである。

5. 再犯防止に関する現状について

(資料5について事務局より説明)

[補足事項]

- ・資料5は、再犯防止推進計画の検討にあたって活用するよう法務省から提供されたデータである。市町村レベルのデータは提供されていないため、大阪府のものを記載した。
- ・薬物事犯保護対象者の保健医療機関等による治療・支援について確認したところ、対象は病院と保健センターとのことだった。自助グループは捕捉しておらず、含まれていない。

(委員)

大阪府が全国とくらべて状況が悪いようなデータと見受けられるが、注意して見る必要がある。例えば、刑務所出所時に帰住先がない人の割合がかなり高いのは、大阪府内には大阪刑務所と大阪医療刑務所の2か所しかなく、大阪刑務所は犯罪性がすすんだ方を収容する施設になっているため、何回も入所して家族や親族が見放してしまったり、本人がこれ以上世話になれないと判断して頼ろうとしないため、結果的に帰る場所がない人が多いことを示しており、一概には比較できないと理解している。また、再犯率も平成29年は全国より若干高めだが、例えば、窃盗や覚醒剤は再犯率が高いので、罪名を詳しく比較すれば違った見方ができ、大阪府の犯罪者が更生しにくいというレッテルを貼るのは間違いだという意見も出てくると思う。

(委員)

自立準備ホームは堺市内には3か所あり、保護観察所から事業所に収容の依頼が直接来る。1か月単位で、自立がおぼつかなければ延長するかたちで、長い人は1年ぐらい入ることもあり、更生保護施設のなかに位置づけられるが、若干違うところがある。

保護司として関わるのはいわゆる出口支援の部分であり、地域の理解がいちばん大きいと思うが、保護司のなかにも理解の温度差があり、どのようにすすめるかが各保護司会のひとつの課題である。さきほど、社会を明るくする運動で中学校との懇談会を行うとお話したが、堺区では、再犯防止推進法に関わる地域のなかでの取り組みや考え方についての堺市の進捗状況を長寿支援課から話してもらい、保護司にも意識付けを行っていく方向ですすめている。

(委員)

保護司による理解の温度差について、もう少し教えてほしい。

(委員)

保護司は保護観察官の補助的な仕事であり、本来の役割は保護観察の人に対応することである。しかし、これまで、満期出所の人の受け入れ先が全くなかったので、地域のなかで受け入れができるか、保護司としてどういう関わりができるかを保護司会として考えており、やる方向ではすすめているが、本来の役割を超えて関わるべきかについての温度差は大きいと思う。

(委員)

そのために地域の理解をすすめたり、住居の確保やサービスにつなげたりするときに、保護司の方は誰といっしょに動くのか。

(委員)

保護司が主体で動くことは難しいと思うが、再犯防止推進計画の協議を行うなかで、ひとつの方向性が出てくると思う。府の社会福祉協議会からも提案を受けており、そうしたことを、まず保護司自身が理解するようすすめているが、行政、社協、民生委員、校区福祉委員、保護司などの資源をいかにマッチングするかを、保護司会としても考えている。

(委員)

アンケート調査の報告書に、再犯防止の推進に関する課題についての関係機関の記述回答として「なにをすればよいかわからない」、「再犯防止がなにを掲げているかがわかりにくい」といったこともあげられているが、こういう状況はなんとかしないといけないと感じた。

(社協事務局)

委員とも話をしているところだが、再犯をしてしまう人には高齢者や発達障害などのある方も多く、背景に社会的孤立があるのであれば、住居や就労の設定を行ったうえで孤立をなくす取り組みを、地域のなかでどうすすめるかが、地域福祉計画では非常に重要なポイントではないかと思っている。このあたりについても、ご意見をいただきながら検討できるとよい。

(委員)

そもそも再犯防止を地域福祉計画のなかに位置づけて何をするかが、まだ共通理解になっていないと思う。専門機関でもアンケート調査のような意見が出されており、一般の市民のなかには「なぜ、犯罪をした人を助けないといけないのか」などのいろいろな意見があると思うので、排除するのではなく、あらためて地域社会のなかに迎え入れる必要があるという基本的な理念の啓発から始めることも、具体的な施策とともに重要だと思った。犯罪の種類によっても違いがあり、なぜ地域福祉として再犯防止に取り組みないといけないのかを市民に理解していただけるようなかたちで、議論をすすめていく必要があるのではないかと思った。

(委員)

さまざまな犯罪があるので、支援の枠組みはひとつにはならない。薬物事犯は治療や支援が肝要だが、障害のために家族や親族による搾取があり、生活が困窮して触法してしまうことは、成年後見制度の利用などで防げる。また、地域に帰ってくるときに支援が必要な状態であれば、どの段階から成年後見制度を使い、どのように生活するかなどを保護司の方とも相談して道筋を付けることができれば、地域との関わりも変わってくると思うので、マッチングの観点で安心して生活できる体制づくりが必要になってくると思った。

(委員)

成年後見制度ですべてが解決するとは思えないが、サービスにつながったことがなく孤独だった人が関係をもつのは大変であり、いろいろな意見を出しあって考えたい。先日、大阪刑務所にカメラが入るテレビ番組を見たが、入所者が高齢化し、若い人がヘルパー資格を取ることも念頭に置いて支援している状況を見て、出所時にどう支援につなげばよいかと思った。再犯防止とともに、まともな暮らしをどう保障するかを考えると、孤独や貧困、外国人の居場所などの問題は社会の縮図と言え、地域福祉の課題である。それは保護司の方だけにはお願いできる話ではなく、専門職だけでなく、本当に真剣に考えないといけないと思っている。

(委員)

再犯防止について、福祉のしくみとしてお手伝いができることがあればよいと思うが、最初に犯罪をした理由をしっかりと見ていく必要があると思う。孤立を防いで安心して住めるようにすることで犯罪を防止できたり、原因をしっかりと見ることが再犯防止とともに、他の人の犯罪の防止にもつながると感じたので、啓発やしくみづくりも必要だと感じた。

(委員)

社会福祉士が情報を得ることも大事だが、刑務所のなかにも入って行っているのではないかと。

(委員)

大阪刑務所でも、福祉専門官として常勤2名、非常勤1名の社会福祉士が活躍している。

(委員)

その人たちは社会福祉士会と関係があるか。

(委員)

それはわからない。

(委員)

刑務所の社会福祉士が孤立しないようにつながっていくことも大事である。昨年度の委員会

で森田委員から保護司の大変さを聞いたが、それまでは知らなかった。今日もいろいろ教えてもらい、ありがたいと思った。

6. 計画策定のスケジュール

(資料6について事務局より説明)

(委員)

関係機関・団体への意見聴取が予定されているが、どのような対象を想定しているのか。

(事務局)

アンケート調査による8つの課題や懇話会でのご議論をふまえて、必要なところにヒアリング等をさせていただきたいと思っている。現時点では、社会貢献について社会福祉法人に話を聞かせていただくことや、区を単位とした相談支援機関へのヒアリングなどを検討している。権利擁護サポートセンターに関わる団体へのヒアリングが必要だというご意見も以前にいただいているので、それも加味してすすめていきたい。

(委員)

成年後見制度利用促進法で家庭裁判所との協議も必要とされているが、入っているのか。

(事務局)

家庭裁判所から申出をいただいております、そのなかで意見交換ができればと考えている。

(委員)

懇話会の委員に児童分野の人が入っていないが、理由があるのか。

(事務局)

懇話会には、これまでも地域福祉計画に携わっていただいている方の参画を得ている。児童分野については、柘谷委員は学習支援の事業などを通じて一定の知見を有しておられ、多様な相談機関からも分野に関わらずご意見をいただいている。また、事務局には子ども青少年局等も参画している。

(委員)

小田委員は障害児にも関わっておられる。